

FATF 勧告実施に関する関係省庁連絡会議

平成 28 年 7 月 5 日(火)
午後 4:30 ~ 5:00
中央合同庁舎四号館
共用第 1 特別会議室

<議事次第>

1. 開会
2. テロ資金対策に関する G7 行動計画について
3. FATF6月会合結果について
4. 第四次相互審査への対応について
5. 質疑応答等
6. 閉会

<配布資料>

- ・ 資料1 テロ資金対策に関する G7 行動計画
 - ・ 資料2
 - ・ 資料3
 - ・ 資料4
- 

「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の設置について

平成17年12月22日
関係省庁申合せ
平成27年12月18日改定

- 1 FATF勧告実施に関して、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の総合的な推進を図るため、「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 連絡会議の構成員は、別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 連絡会議の運営の円滑を図るため、連絡会議に分科会を設置する。分科会は、関係省庁の職員をもって構成する。
- 4 連絡会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、警察庁、金融庁、法務省、外務省及び財務省において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

別添

関係省庁連絡会議のメンバー

議長	警察庁	刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止対策室長
	金融庁	総務企画局総務課国際室長
	法務省	刑事局国際課長
	外務省	総合外交政策局国際安全・治安対策協力室長
	財務省	国際局国際機構課企画官
構成員	内閣官房	内閣参事官
	内閣府	政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（共助社会づくり推進担当） 大臣官房公益法人行政担当室参事官
	警察庁	生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長 警備局警備企画課危機管理室長
	金融庁	総務企画局企画課調査室長 総務企画局企業開示課開示業務室長
	総務省	大臣官房企画課長 自治行政局行政課長 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長
	法務省	大臣官房司法法制部司法法制課長 大臣官房秘書課国際室長 民事局民事第二課長
	財務省	大臣官房政策金融課長 国際局調査課外国為替室長 国税庁長官官房総務課国税企画官
文部科学省		大臣官房国際課長
厚生労働省		労働基準局労働者生活課労働金庫業務室長
農林水産省		食料産業局食品流通課長 経営局金融調整課長 水産庁漁政部水産経営課長
経済産業省		商務情報政策局日用品室長 商務流通保安グループ参事官 商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課長 商務流通保安グループ消費経済企画室長 商務流通保安グループ商取引監督課長 資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課長 中小企業庁事業環境部金融課長
国土交通省		土地・建設産業局不動産業課長 大臣官房危機管理官

オブザーバー

法務省 刑事局公安課長

最高検察庁 公安部公安事務課長

財務省 関税局調査課長

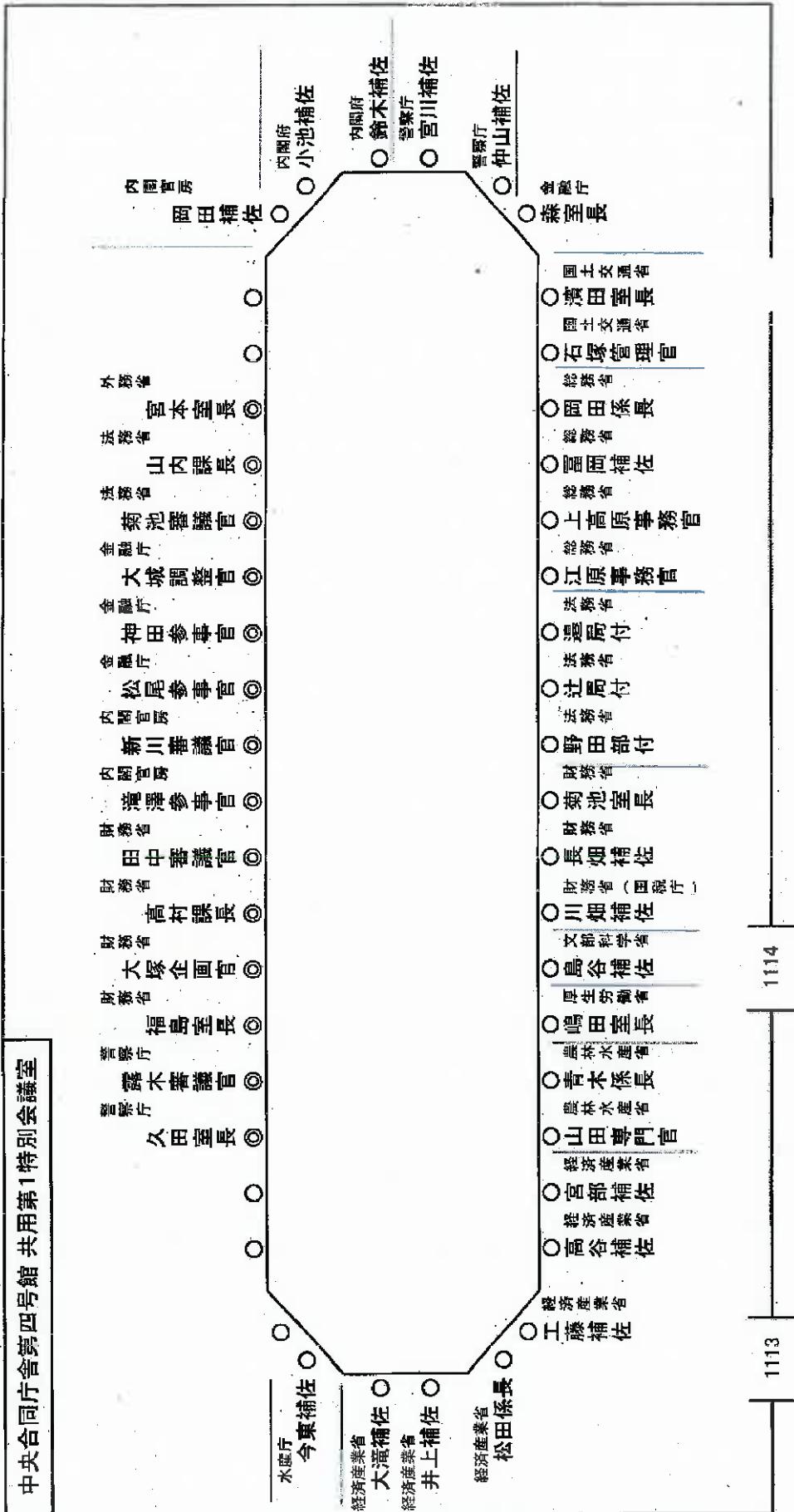
厚生労働省 医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

証券取引等監視委員会 特別調査課長

FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議 配席図

2016年7月5日(火) 16:30-17:00

中央合同庁舎第四号館 共用第1特別会議室



テロ資金対策に関するG7行動計画(仮訳)

G7は、テロ資金供与に対処していくとのコミットメントを再確認する。テロ資金供与は、テロリストが攻撃を実行し、ネットワークを維持し、プロパガンダを通じてそのイデオロギーを拡散する手段を提供するものである。テロと暴力的過激主義に対抗し、犯人に裁きをもたらすことは、国際社会全体にとって引き続き最優先事項である。G7は、テロ資金供与に対する世界規模の闘いを強化するために協働すること、そして金融活動作業部会(FATF)及びその他の関連する国際機関の取組に引き続き強いリーダーシップを発揮することをコミットする。

テロリズムに対処する我々の共通の決意の一環として、G7各国は FATF の取組に貢献してきた。その取組には、関連する国連安全保障理事会決議を補完するテロ資金供与対策の基準に関する世界規模の枠組み作りが含まれる。FATF は各国政府により実施されるテロ資金供与対策に係る一連の包括的な措置を策定してきたが、昨今のテロ資金供与の脅威の変質により、我々はこれら脅威に対抗しうるよう、既存の措置を適合させていく必要がある。G7 各国は、合法的なビジネスや金融包摂への影響を十分考慮しながら、これらのリスクに対処するためにいかなる協調行動を取ることができるかについての検証を主導していく必要がある。

G7 各国は、テロ資金供与対策を効果的に実施するために、特に以下の行動を実施することにより、テロ資金供与対策の体制のさらなる強化、並びに関連する FATF 勧告及び国連決議の迅速かつ効果的な実施の確保に協力すべきである。

1. G7によるテロ資金対策のための情報交換及び協力の促進

テロ資金供与に効果的に対処するためには、堅実な国際協力及び情報交換が不可欠である。これに関し、G7は FATF 及びエグモント・グループで行われている関連作業を支持し、さらなる改善の余地がないか検討することにコミットする。

関連する国際機関の作業をもとに G7 は改善の余地について特定、分析、検証し、具体的な成果を生み出す観点から、潜在的な脆弱性に対処するための実用的な提案を行う。

このために、我々は以下のことを 2016 年末までに行うことをコミットする。

(a) G7 の資金情報機関(FIU)間、その他の FIU 間、及び関連する国内当局間における既存の二国間及び多国間の情報交換メカニズムについて、G7 間で実態調査を実施し、障害の有無及び障害を実務上どのように克服できるかについて特定するほか、この実態調査の中間結果について議論し、FATF やエグモント・グループが行っている作業に貢献する(特に FATF-エグモント・グループによる ISIL プロジェクトの調査結果である「多国間情報共有の課題」へのフォローアップ)。

(b) 顕著な傾向や警告を促す指標に基づき、異常な金融活動やネットワークを特定し摘発す

るため、FIU が、潜在的なテロリスト及びテロリストに関連する活動につながる情報の、多国間での交換を進展させることを通じ、新しく革新的な情報交換及びテロ資金供与対策の国際協力の方式を検討し、その結果、FIU の予防的分析を強化する。

- (c) 情報への時宜を得たアクセス、金融機関への適切な支援とフィードバック、背景情報や有益なガイダンスを共有するための対話の効果的な仕組みに着目しつつ、G7 の FIU(各制度の違いに応じ、他の所管当局)と民間部門の協力を検証する。

2. G7 による将来的な基準強化の検証

FATF 基準における予防的措置は、政府や民間部門がテロ資金供与活動を検出、報告、分析するための重要なツールである。これらの基準は、国際金融システムへアクセスを試みる不正行為者に対する重要な抑止力としても機能する。

最近の出来事は、同様の金融サービスを提供する多様な金融機関に跨る義務を整合的なものとするとともに、我々が直面するテロ資金供与のリスク、脅威、脆弱性に効果的に対処するために、それら基準の敷居値を強化する機会を与えていた。

G7 は、G7 各国の要件を見直す観点から 2016 年 9 月末までに FATF 基準の関連する敷居値を分析し、最も効果的にテロ資金供与と闘うために FATF と協働し続ける。

このために、我々は

- (a) 現金の携帯輸出入の申告に係る敷居値を 1 万 5 千ユーロ/米ドル/カナダドル・2 百万円から、1 万ユーロ/米ドル/カナダドル・百万円へ引き下げるにコミットする。
- (b) すべての G7 各国が、仮想通貨やプリペイドカード等の新しい決済手段に FATF 基準を適用する、または適用に取り組むことを確認し、FATF 加盟国間で新たな決済手段に関するこれらの基準の実施を推奨するよう FATF と協働する。
- (c) リスク、負担、便益及び特定された金融商品や取引に係る具体的な悪用の実態を考慮しつつ、口座、口座類似商品、及び国外電信送金を含む予防的措置における他の敷居値を更に調査し、また、新しい敷居値が適切か検証する。
- (d) 文化財を扱う美術商が、テロ資金供与に対してどの程度脆弱かを検討する。

3. G7 による対象を特定した金融制裁の実施における協調

対象を特定した金融制裁は、テロ組織の資金援助ネットワークを途絶させるための重要な手段である。G7 は、特に関連する国連安全保障理事会決議で定められた金融制裁のツールであ

る、テロリストの資産凍結を最大限活用するコミットメントを再確認する。これに關し、2015 年 12 月 17 日の安全保障理事会財務大臣会合において合意された国連安全保障理事会決議 2253 号（2015）を完全に支持することを表明する。

我々は、国連の指定に關係する以下の点に係る障害を解決するための最善の方法をさらに検討する。G7 諸国が個別又は集団で行う国連への指定提案の策定、国連制裁委員会による指定の迅速な検討、及び第三者からの凍結要請が国内法の枠組みが定める要件に合致する場合の国内検討。

このために、我々は以下のことを 2016 年末までに行うことにはコミットする。

- (a) 我々の国内法制度において、安全保障理事会制裁委員会に対し、可能な限り G7 共同で、強固な指定提案を提出し、他国が行った提案を可及的速やかに検討する能力の強化に取組む。
- (b) 我々の国内（関連する国においては欧州連合内）法制度の下で、さらなる独自指定が国連安全保障理事会の合意に基づく指定を補完できるか検討する。
- (c) 他の G7 諸国からの個人の資産凍結要請が、我々の国内法の枠組みが定める要件に合致する場合にはその要請に応え、また、そのような要請を行い、他の G7 諸国からのそのような要請に応じる能力を強化する。

4. 今日の課題に対処するための FATF の強化

G7 は、FATF がテロ資金供与への対処において決定的な役割を果たしていることを認識する。昨今のテロ資金供与の脅威の変質により、FATF の必要性はより高まっている。国際社会はこうした脅威と闘うために一丸となって協力していくなければならない。G7 各国は、FATF が、世界各地でグローバルなテロ資金供与対策を形成するもともと正当かつ効果的な組織であるとの認識を共有する。

こうした理由により、我々の国民の安全と治安を脅かす世界的な脅威により効果的に対処するため、G7 は FATF のネットワークを強化することを支持する。

